

# 平成27年4月以降の手当額について

- (児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく) 手当は、法律に基づき物価が上昇すれば増額し、物価が下落すれば減額する仕組み(物価スライド)となっています。
  - また、現在お支払いしている児童扶養手当等の手当は、平成11年から13年にかけて物価が下落した際に、特例法で額を据え置いたことなどにより、本来の手当額より0.3%高い水準(特例水準)となっています。
  - このため、平成24年11月に成立した法律(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第99号))で、特例水準の計画的解消を図ることが定められました。具体的には、本来の手当額との差の1.7%を平成25年度から平成27年度の3年間で解消することとしており、平成27年4月にも0.3%の引下げを行います。
  - 児童扶養手当等の手当額は、平成26年の物価スライドが2.7%の上昇となったこと及び特例水準を0.3%解消することに伴い、その額を2.4%引上げる改定を行います。
    - ・ 児童扶養手当(児童扶養手当法(昭和60年法律48号))
    - ・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律134号))
    - ・ 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律117号))
  - 特別障害給付金の給付額は、特例水準が存在しないため、2.7%引上げる改定を行います。
    - ・ 特別障害給付金(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号))
  - また、以下の各種手当の額についても、毎年度、児童扶養手当等の手当額の改定の仕組み等に倣い、給付額の改定を行っています。
    - ・ 介護手当、葬祭料(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)
    - ・ 医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律192号))
- ※葬祭料については、生活保護法に基づく葬祭扶助基準額の改定がないことから、昨年度と同額。

# 平成27年4月から平成28年3月の児童扶養手当等の手当額

## 児童扶養手当法に基づく手当額

	平成26年4月～平成27年3月 (月額)	平成27年4月～平成28年3月 (月額)
児童扶養手当(全部支給)	41,020円	42,000円
児童扶養手当(一部支給)	41,010～9,680円	41,990～9,910円

## 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく手当額

	平成26年4月～平成27年3月 (月額)	平成27年4月～平成28年3月 (月額)
特別児童扶養手当(1級)	49,900円	51,100円
特別児童扶養手当(2級)	33,230円	34,030円
障害児福祉手当	14,140円	14,480円
特別障害者手当	26,000円	26,620円
経過的福祉手当	14,140円	14,480円

※実際に引上げとなる額については、端数処理等の理由により、平成26年4月～平成27年3月の手当額の2.4%に相当する額と完全に一致するものではありません。  
※特別児童扶養手当については、指定都市にお住まいの方は、指定都市の長に認定請求先が変更となります。

# 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく手当額

	平成26年4月～平成27年3月 (月額)	平成27年4月～平成28年3月 (月額)
医療特別手当	135,130円	138,380円
特別手当	49,900円	51,100円
原子爆弾小頭症手当	46,510円	47,630円
健康管理手当	33,230円	34,030円
保健手当(被爆者援護法第28条第3項各号のいずれかに該当する場合)	33,230円	34,030円
保健手当(該当しない場合)	16,670円	17,070円
介護手当の支給上限額(中度障害者の場合)※	69,520円	69,710円
介護手当の支給上限額(重度障害者の場合)※	104,290円	104,570円
介護手当の下限額	21,210円	21,720円
家族介護手当	21,210円	21,720円

※平成26年の人事院勧告に基づく国家公務員給与の勧告率の変動に準じ、引き上げる。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく手当額

	平成26年4月～平成27年3月 (月額)	平成27年4月～平成28年3月 (月額)
特別障害給付金(1級)	49,700円	51,050円
特別障害給付金(2級)	39,760円	40,840円

# 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく手当額

	平成26年4月～平成27年3月 (月額)	平成27年4月～平成28年3月 (月額)
医療手当(月8日以上入院又は月3日以上通院及び同一月の入通院)	月35,200円	月36,000円
医療手当(月8日未満入院又は月3日未満通院)	月33,200円	月34,000円
障害年金(1級)	年2,672,400円	年2,736,000円
障害年金(2級)	年2,138,400円	年2,188,800円
障害児養育年金(1級)	年835,200円	年855,600円
障害児養育年金(2級)	年668,400円	年684,000円
遺族年金	年2,337,600円	年2,392,800円
遺族一時金	年7,012,800円	年7,178,400円